

令和 7 年 10 月 27 日
防災くらし安心部

報道機関各位

令和 7 年度山形県村山地区消費生活サポーター等研修会の開催

県では、地域における消費者啓発活動を推進する「山形県消費生活サポーター」や地域の見守り活動に関係する方等を対象に、毎年研修会を実施しています。

今年度は、山形県警察本部生活安全部生活安全企画課及び生活環境課より、特殊詐欺・悪質商法の現状と被害防止対策について講義いただきますので、当日の取材について、よろしく願いいたします。

記

- 1 日 時 令和 7 年 11 月 6 日（木）午前 10 時から午前 11 時 45 分まで
- 2 場 所 山形県自治会館 4 階 401 会議室 （山形市松波四丁目 1－15）
- 3 目 的 地域で見守り活動を行う山形県消費生活サポーター等の様々な主体が消費生活に関する知識を学ぶとともに、活動の実践に向けたネットワークづくりと連携の促進を図る。
- 4 内 容 **第一部**
「特殊詐欺等の現状と被害防止対策について」
講師：県警察本部生活安全企画課 生活安全企画調査官 梅津 敦
「悪質商法の被害にあわないために」
講師：県警察本部生活環境課 事件指導係長 小野 智行
第二部
「県内の消費生活相談状況と地域における見守りについて」
講師：県消費生活・地域安全課 主査 古名 洵子
- 5 参加者 村山地区の山形県消費生活サポーター、社会福祉協議会、地域包括支援センター、老人クラブ連合会 ほか



山形県消費生活センター
キャラクター「ケロちゃん」

担 当：消費生活・地域安全課 課長補佐（消費者行政推進担当）
佐々木 琴 電話：023-630-3306 F A X：023-625-8186
広報監：防災くらし安心部次長（兼）危機管理広報監 岩瀬 一

～山形県消費生活サポーターとして活動してみませんか～

「山形県消費生活サポーター」は、消費生活センターと地域を結ぶパイプ役として、消費生活センターからの情報を身近な人や地域、団体に伝えたり、地域の情報やニーズを消費生活センターに情報提供していただくボランティアです。

- 【応募資格】 次のア～イの全てを満たす個人及び団体
ア 満 18 歳以上で山形県内で活動可能な方
イ 消費生活や消費者問題に関心のある方
※ 資格や経験は問いません。

- 【委嘱期間】 委嘱の日から起算して2年を経過する日の属する年度の年度末まで（更新可）

【活動内容】

消費生活サポーターには、「消費生活に関心のある方」「消費生活の活動をしている方」「消費生活の知識のある方」それぞれの知識や経験にあわせて、自分にできる活動をお願いしています。

○活動例

- ・ 県から送付されるチラシなどを読んで消費生活に関する知識を身につける
- ・ 県内で行われる研修会や消費生活出前講座を聴講する
- ・ 県の依頼を受けて土日・夜間の消費生活出前講座の講師を務める
- ・ 地域のイベントなどの際に消費者啓発パンフレットを配布する
- ・ 身の回りで起こった悪質商法の被害などを消費生活センターに報告する

など

- 【研修会など】 新規サポーター委嘱状交付式・研修会（5～7月）

消費生活サポーター等研修会（9～11月、県庁及び各総合支庁）



（委嘱状交付式）



（サポーター等研修会）